

業務仕様書

1 業務名

令和8年度札幌市在宅医療におけるオンライン診療導入促進に係る実証試験業務

2 業務の目的

札幌市では高齢者の増加や医療従事者の不足が見込まれており、また、冬期間の積雪にともなう移動負担といった課題もあることから、オンライン診療の活用による医師の負担軽減及び医療機関の診療の効率化により、質を担保した在宅医療提供体制の構築が期待される。

一方、経営面や運用面等の課題から在宅医療提供医療機関でのオンライン診療の導入が進まない状況にあることから、令和7年度に医療機関からヒアリングを行い、オンライン診療の活用可能な対象患者や適用想定等について検討を行った(4(1)のとおり)。

こうした背景を踏まえ、在宅医療提供医療機関における持続可能なオンライン診療の導入を促進するため、医療機関の協力のもと、「D to P with N」を基本としたオンライン診療を試験的に実施し、在宅医療におけるオンライン診療の(1)有効性と持続可能性の検証、(2)患者・医療機関・施設における受容性と課題の把握、(3)活用事例の横展開を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月26日(金)

4 業務内容

※ 業務内容は現時点の予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と協議し調整するものとする。

(1) 業務対象とするオンライン診療、患者及び実証試験期間等

本事業では、「D to P with N」によるオンライン診療を基本とし、主な対象患者等は以下を想定する。

ア 対象患者

- ・ 居宅型：在宅で療養中の患者(慢性疾患管理、定期訪問診療の補完)
- ・ 施設型：高齢者施設・障がい者施設の入所者

イ 適用対象

- ・ 慢性疾患の継続的な管理(高血圧、糖尿病など)
- ・ 定期的な在宅訪問診療の補完
- ・ 急な症状変化時の初期対応
- ・ 処方箋の発行(対面診療との組み合わせ)

ウ 実証試験期間(準備期間を除く)

- ・ 3か月間を想定

※8月中旬からの1か月間を必須期間とし、その他は提案をもとに協議とする。))

(2) 協力医療機関等との事前調整・支援

効果的な実証試験を行うため、実証試験前に、委託者が選定した協力医療機関に対し、次の事項について調整・支援を行うこと。なお、実証試験に協力する医療機関は3施設前後を想定（最大5医療機関）する。

ア 協力医療機関等への事前ヒアリング・助言

協力医療機関や連携する訪問看護ステーション等にヒアリングを行い、診療実態・課題を把握し、実証試験にて想定するオンライン診療の導入パターン・診療回数（見込み）、対象疾患・患者等に関する助言を行うこと。

なお、オンライン診療の回数は1医療機関あたり月5件程度を想定する。

イ 実証試験に係る計画の作成

上記アに基づき、オンライン診療の実施に係る計画（関係手続きや院内調整、オンライン診療の実施等に関するスケジュール等）を協力医療機関ごとに作成・提供すること。

ウ オンライン診療の導入・実施にあたっては、医療法等の関係法令を遵守したうえで実施するために、必要とされる研修の受講や届出の実施、患者合意等について支援・助言すること。

(3) オンライン診療の実施・運用支援

ア オンライン診療に要する機器等の調達

医療機関等と調整の上、オンライン診療に使用する診療システムや情報通信機器を選定・調達すること。

イ 機器等の管理

調達した機器等の初期設定を行うとともに貸与先での使用が見込まれるシステム等をインストールし、オンライン診療を行うことができる状態としたうえで、協力医療機関等に端末を貸与すること。

医療機関等からの機器等に関する問い合わせについて対応を行うこと。

ウ オンライン診療の実施補助

オンライン診療が円滑に実施されるよう、必要な準備、関係者に対する機器等の操作方法の説明を行うこと。また、医療機関等からの実証試験に関する相談等に対応すること

(4) 関係機関等との調整支援

委託者による医療機関や関係団体等への説明に際し、委託者から依頼がある場合はこれらに関する資料の作成や説明への同行等を行うこと。

(5) 実証試験結果の検証及び報告書等の提出

上記(2)及び(3)において収集・分析したデータを基に課題等を検証するとともに、札幌市内におけるオンライン診療の効果的な運用方法等について、次の事項を含めた報告書を作成、提出すること。なお、提出にあたっては、事前に委託者と内容の協議を行うこと。

ア データ検証・分析に関する事項

- ・ 定量分析（診療件数、完遂率、トラブル発生率等の集計及び統計分析）
- ・ 定性分析（アンケート自由記述、ヒアリング内容等のテキスト分析）
- ・ 比較分析（居宅型と施設型の比較、及び施設間の比較）

イ 今後の導入・普及に向けた提案に関する事項

- ・ オンライン診療の導入に伴う費用や診療報酬差額を踏まえた、今後の経営影響の分析
- ・ 社会実装可能なモデル事業となるよう、診療から支払い、薬剤の処方までを見据えた運用スキーム
- ・ 本業務の目的達成を踏まえ、次年度以降の展開を見据えた、自治体や医療機関等が活用可能な補助金等メニューの整理・提示

(6) 実証事業のプロジェクト管理

本事業を円滑に遂行するため、以下のプロジェクト管理を行うこと。

- ・ 詳細な作業計画および進行管理表を作成し、委託者と進捗状況を共有すること。
- ・ 委託者等との定例会議（月1回程度）を企画・運営し、議事録を作成すること。
- ・ 実証期間中及びその前後の課題管理、リスク管理を行い、問題発生時には迅速に委託者に報告の上、対策を講じること。

5 成果物

(1) 経過報告書

ア 内容

実証試験開始後1か月間の業務内容を取りまとめたもの。

イ 提出物

(ア) 報告書本書（紙媒体で3部）

(イ) 電子データ

(ア)の電子ファイル（業務に用いたデータ等を含む）

※提出方法は別途連絡

ウ 提出期日

令和8年9月下旬まで

※実証試験の進捗を踏まえ委託者と協議により決定する。

(2) 業務報告書

ア 内容

業務内容の一切を取りまとめたもの。

イ 提出物

- (ア) 報告書本書（紙媒体で3部）
- (イ) 報告書概要版（紙媒体で3部）
- (ウ) オンライン診療導入事例集

在宅医療提供医療機関におけるオンライン診療の導入にあたり参考となる啓発物

- (エ) 電子データ
 - (ア)、(イ)及び(ウ)の電子ファイル（業務に用いたデータ等を含む）
- ※提出方法は別途連絡

ウ 提出期日

令和9年3月26日（金）まで

6 特記事項

(1) 業務の実施体制

業務予定者は、業務開始にあたり、業務の責任者及び担当者を定め、書面により本市に報告すること。また、本業務の進捗状況を本市が常に把握できるよう、連絡体制を明確にすること。

(2) 秘密保持

ア 業務予定者は、本業務上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を、本市の事前の承諾なく、本業務以外の目的に使用し、または第三者に開示、漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。

イ 業務予定者は、秘密情報の漏洩、紛失、盗難等を防止するため、善良なる管理者の注意をもって適切な管理を行わなければならない。

ウ 本市から指示があった場合、業務予定者は秘密情報を含む資料等を速やかに返却または破棄しなければならない。

(3) 個人情報の取扱い

本業務において個人情報を取り扱う場合は、別途定める「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、適切に管理すること。

(4) 成果物の取扱い及び著作権等

ア 検査及び修正

本市は、納入された成果物が本仕様書の記載内容に適合しないと判断した場合、業務予定者に対し修正を求めることができる。業務予定者は、その責任において速やかに修正を行わなければならない。

イ 著作権の帰属

本業務によって生じる成果物に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって、本市に無償で譲渡されるものとする。

ウ 著作者人格権

業務予定者は、成果物に関して著作者人格権を行使しないものとする。

エ 成果物の利用許諾：業務予定者は、本業務で得られた知見やノウハウ等を本業務以外の目的で利用しようとする場合、あらかじめ本市と協議し、書面

による承諾を得なければならない。

オ 第三者の権利侵害の禁止

業務予定者は、成果物が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証するものとし、万一、第三者との間で権利侵害に関する紛争が生じた場合は、業務予定者の責任と負担においてこれを解決すること。

(5) 損害賠償

業務予定者は、その責めに帰すべき事由により本市に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(6) 疑義の協議

本仕様書に定めのない事項、または本仕様書の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本市と業務予定者が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

(7) 環境への配慮

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。